

水戸ゆうゆう会

入会申込書

平成 年 月 日

私は、水戸ゆうゆう会の理念と活動内容に賛同し、裏面の会費徴収規約の説明を受け理解した上で入会を申し込みます。

また理事会から入会を承諾されない場合も異議申し立ていたしません。

ふりがな 氏名又は 法人名		生年月日(設立年月日)	性別
		昭和・平成 年 月 日	男・女
ふりがな			
住所	〒		
電話(固定)	()	PCメール	
電話(携帯)	()	携帯メール	
以下の※欄は個人の方のみご記入ください			
ふりがな		業種	※役職
※勤務先 学校名			
ふりがな		※勤務先電話	
※住所	〒		()
※ 家族構成	名前	続柄	得意分野 趣味など
会員種別	将軍・大名・侍・外様・法人		
紹介者			

水戸ゆうゆう会使用欄 (記入しないで下さい)

受付日	平成 年 月 日	受付者	
理事会承認日	平成 年 月 日	承認者	
登録料受領日	平成 年 月 日	受領者	

会費徴収規約

1. 会費及び登録料の額

①会費及び登録料は以下のとおりとします。

会員種別	登録料	月会費	徴収時期	徴収方法
将軍	¥300,000	¥10,000	毎月	郵便振替
大名	¥5,000	¥10,000	毎月	郵便振替
侍	¥5,000	¥2,000	入会時・1月・7月	郵便振替
外様	¥5,000	¥1,000	入会時・1月・7月	郵便振替
法人	¥5,000	¥30,000	毎月	口座振込

2. 会費及び登録料の徴収方法

- ①将軍及び大名会員は毎月20日にゆうちょ銀行の自動払込により徴収します。
- ②侍及び外様会員は1月と7月の20日にゆうちょ銀行の自動払込により6ヶ月分を前払いで徴収します。但し入会時には次回の徴収月までの分を入会月の20日に徴収します。
- ③法人会員は毎月20日にご指定の銀行口座より引き落としにより徴収します。
- ④全ての会員で登録料は第一回の会費徴収時に合わせて徴収します。
- ⑤20日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日となります。

3. 退会時の登録料及び会費の返却

- ①退会時は退会したい月の1ヶ月前の月末までに退会の手続きしてください。次回の会費徴収いたしません。
- ②徴収した登録料及び会費はいかなる理由でも前払い分も含み返却いたしません。

平成22年11月1日
水戸ゆうゆう会
理事長 江幡博明